

『アニメーション研究』論文審査規定

日本アニメーション学会機関誌編集委員会

第1条（目的） この細則は、学会誌『アニメーション研究』（英文名：The Japanese Journal of Animation Studies）へ投稿規定に準拠して提出された「論文・研究ノート」（以下、論文という）に対し、審査手続を公平かつ円滑に行うために定めるものである。学際性の高い学会誌であることに鑑み、審査はできるだけ建設的に行うよう心がける。

第2条（担当編集委員） 編集委員会委員長（以下、委員長）は、投稿された論文に対して、編集委員の中から担当編集委員候補者を1名選出し、編集委員会の承認を受けて担当編集委員を決定する。担当編集委員は、当該論文が本誌に掲載されるまで、または審査が終了するまで、第7条および第8条に定める審査手続に関して責任を負う。

第3条（審査者） 担当編集委員は、当該論文の専門分野を考慮して審査者を2名指名する。委員長は、指名された審査者に期限付きで審査を委嘱する。

2. 担当編集委員は、当該論文の審査者として自らを指名することができる。
3. 担当編集委員は、編集委員会の承認を受けて、審査者を変更することができる。

第4条（審査） 審査者の氏名は公表しないものとする。

2. 審査者は、投稿された内容区分（論文、研究ノート等）に応じて論文を審査し、第5条に定める評定を行う。
3. 審査者は、担当編集委員に対して当該論文の内容区分の変更を提言することができる。担当編集委員は、この提言がなされたときには第10条に定める手続をとる。

第5条（評定） 審査者は、おおむね次の4段階で論文の評定を行う。

- (1) 評定1 掲載可（語句・表現上の軽微な修正のみ、再審査は不要）
- (2) 評定2 修正の後に掲載可（再審査は不要）

- (3) 評定3 修正の後に再審査が必要
- (4) 評定4 掲載不可（再審査は行わない）

第6条（受稿と受理） 投稿論文を編集委員会が受け取った日をもって【受稿】とし、2名の審査者が「評定1」または「評定2」の評定を下したことを受けて、編集委員会からその旨を著者に知らせた日をもって【受理】とする。

第7条（審査手順） 論文の審査は、審査者の評定結果によって、次の手順で行う。

- (1) 2名の審査者の評定が一致して評定4となった場合には、当該論文の審査結果を「掲載不可」として審査を終了し、第12条に定める不採択の手続をとる。

- (2) 審査者のうち1名のみが評定4とした場合には、第3の審査者による追加審査を行う。第3の審査者は第3条に準じて定める。

- (2-1) 第3の審査者による追加審査の評定が評定4の場合、(1)に定める手続きをとる。

- (2-2) 第3の審査者による追加審査の評定が評定4以外の場合、追加審査直前の審査と追加審査を行った審査者のうち、評定4以外の評定をした審査者について、それぞれの評定に従い、(3)、(4)または(5)に定める手続きをとる。

- (3) 審査者の評定が評定1となった場合には、当該審査者の審査を終了する。

- (4) 審査者の評定が評定2となった場合には、当該審査者の審査を終了する。ただし、審査者のコメントに基づいて期限付きで著者に論文の修正を求める。修正された論文は、当該審査者によって評定1と評定されたものとみなす。

- (5) 審査者の評定が評定3となった場合には、期限付きで著者に論文の修正を求める。修正された論文は当該審査者により再審査される。

- (5-1) 再審査の評定に従って、(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの手続きをとる。

ただし、(2)に該当する場合には、追加する審査者として

担当編集委員をあてるものとし、既に担当編集委員が審査者となっているときには編集委員をあてるものとする。

(5-2) 再審査の評定が評定4となったことによって(2)の手続きを適用するのは一度限りとし、再度該当した場合には、当該論文の審査結果を「掲載不可」として審査を終了して、第12条に定める不採択の手続をとる。

(6) 2人の審査者の評定結果がともに評定1となったとき、または前項(4)の手続きにより評定1とみなすことができたときに、当該論文の審査結果を「掲載可」として審査を終了し、第11条に定める採択の手続をとる。

第8条(審査手順の例外) 第7条に定める審査手順を適用できない状況が生じた場合には、担当編集委員は委員長と協議した後、審査を終了し、第12条に定める不採択の手続をとることができる。

第9条(審査の遅滞) 審査期限は、2か月とする。審査者による審査結果の提出が期限を超えてもなされない場合には、担当編集委員は、編集委員会の承認を得て審査者を交替する。

第10条(掲載区分の変更) 審査者から当該論文の内容区分の変更を提言された場合には、担当編集委員は委員長と協議し、著者に対して、内容区分を変更するよう勧告することができる。

第11条(採択) 第7条の手続きを経て「掲載可」の審査結果を得た論文は、編集委員会の承認を得て採択される。編集委員会は、著者に採択を通知し、掲載の手続きをとる。

2. 担当編集委員および編集委員長は、必要な場合には、著者に対して英文アブストラクトの修正や字句修正を求めることができる。

第12条(不採択) 第7条の手続きを経て「掲載不可」の審査結果を得た論文は、編集委員会の承認を得て不採択とさ

れる。編集委員会は、審査者のコメントを添えて著者に不採択を通知する。

2. 担当編集委員は、必要な場合、編集委員会の承認を得て、著者に対してより適切な通知の方法をとることができる。

第13条(改廃) 本投稿規定細則の改廃は、編集委員会の議を経て行う。

<付則>

1. 本規定は、2013年9月7日より適用する。